

2026 年度中国政府奨学金 Q&A

1. 応募資格・条件に関する質問

Q 1. 母が中国人です。日本で生まれた時から日本国籍を持っています。3 年前から中国の高校で勉強していて、7 月に卒業予定です。9 月に本科生として大学に進学したいのですが、応募できますか。

A 1. 両親の一人若しくは二人とも中国籍の者又は本人が過去に中国籍を有していた者で、中国の大学に本科生として入学を希望する者は、以下の条件を同時に満たしている場合は、応募できます。

- ・ 2022 年 5 月 1 日以前に中国籍を放棄した上で、日本国籍を取得していること。
- ・ 2022 年 5 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日の間、合計 2 年間以上、中国以外の国に居留している又は予定していること（1 年の内 9 か月以上滞在すれば 1 年間の滞在とみなされる。2022 年 5 月 1 日以降にパスポートに記載された中国の出入国の記録等が根拠となるため、該当する面接選考合格者はその記録等を C S C 電子申請システムでアップロードする必要がある。）

高校 3 年間で中国で勉強している場合は、上記 2 番目の条件に合わないため、本科生として本奨学金に応募することはできません。普通進修生であれば応募できます。

Q 2. もともと中国籍で、3 年前に日本に帰化しました。その時から日本の高校で勉強しています。高校卒業後、中国の大学に入学したいのですが、応募できますか。

A 2. 以下の条件を同時に満たしていれば、応募できます。

- ・ 2022 年 5 月 1 日以前に中国籍を放棄した上で、日本国籍を取得していること。
- ・ 2022 年 5 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日の間、合計 2 年以上、中国以外の国に居留している又は予定していること（1 年の内 9 か月以上滞在すれば 1 年間の滞在とみなされる。2022 年 5 月 1 日以降にパスポートに記載された中国の出入国の記録等が根拠となるため、該当する面接選考合格者はその記録等を C S C 電子申請システムでアップロードする必要がある。）

応募時（2025 年 11 月）から数えて 3 年前（2022 年 11 月）に帰化した場合、上記 1 番目の条件に合わないため、本科生として本奨学金に応募することはできません。普通進修生であれば応募できます。

Q 3. 現在、日本の大学で学んでいます。4 月から 1 学年休学して、普通進修生として留学したいです。応募できますか。

A 3. 応募できません。4 月から始まるコースは本奨学金の対象ではありません。本奨学金で対象となるコースは、9 月から開始するものです。

Q 4. 現在、日本の大学で学んでいます。9 月から中国の大学に交換留学（ダブルディグリーコースを含む）が決まっています。普通進修生で応募できますか。

A 4. 応募は可能ですが、在籍大学等が中国の大学と締結している交換留学制度（ダブルディグリーを含む）を利用する場合は、中国の大学の判断により本奨学金を利用できないことがあるため、在籍大学等を通じて留学希望先の大学に確認した上で応募してください。

利用可能だった場合、ダブルディグリーによる留学は本科生又は碩士研究生として申請してください。学位を取得しない1年の留学であれば、普通進修生として申請してください。

Q 5. 国籍は中国で日本の在留資格を持っています。応募できますか。

A 5. 応募できません。日本国籍を有している必要があります。

Q 6. 現在、中国の大学で学んでいます。応募できますか。

A 6. 応募できます。学業期間は、2026年9月から卒業予定の年月日としてください。入学した時期が2025年以前若しくは進級の時期が9月以前の場合でも学業期間は2026年9月からとしてください。

Q 7. 中国に半年間の短期留学をしたいのですが、応募できますか。

A 7. 応募できません。本奨学金の対象となるのは、最短でも1年間の留学です。

Q 8. 社会人ですが、応募できますか。

A 8. 応募できます。ただし、社会人として就業している間も研究を継続していたことが証明できるものを添付することが望ましいです（例：論文、作品等）。

Q 9. 通信制高校卒業生、インターナショナルスクール、華僑学校の卒業生は本科生に応募できますか。

A 9. 応募できます。ただし、両親の一人若しくは二人とも中国籍の者又は本人が過去に中国籍（香港、澳門、台湾も含む）を有していた者で、中国の大学に本科生として入学を希望する者は、以下の条件を同時に満たしている必要があります。

- ・2022年5月1日以前に中国籍を放棄した上で、日本国籍を取得していること。
- ・2022年5月1日から2026年4月30日の間、合計2年以上、中国以外の国に居留しているまたは予定していること（1年の内9か月以上滞在すれば1年間の滞在とみなされる。2022年5月1日以降にパスポートに記載された中国の出入国の記録等が根拠となるため、該当する面接選考合格者はその記録等をCSC電子申請システムでアップロードする必要がある。）

Q 10. 中国政府奨学金を2026年7月まで受給する予定ですが、今年度の中国政府奨学金に申請できますか。

A 10. 同時期に受給しなければ、申請可能です。

Q 11. 過去に中国政府奨学金を受給したことはありますが、今年度の中国政府奨学金に申請できますか。

A 11. 同時期に受給しなければ、申請可能です。

Q 12. (公社) 日中友好協会やその他の団体でも中国政府奨学金募集を行っています。全て応募できますか。

A 12. 本奨学金を受給する者は、孔子学院奨学金、中国政府のその他の奨学金、中国各地方政府の奨学金、または中国国内の各大学の奨学金等を併給することはできません。2026年9月以降、他の奨学金を受給する予定のある者は当該奨学金を辞退した上で本奨学金に応募する必要があります。なお、併給していることが判明した場合、受給済みの奨

学金を返金することが求められる上、3年間、本奨学金への応募が禁止されます。

Q 1 3. 日本学生支援機構の給付型奨学金をもらっていますが、本奨学金の申請はできますか。

A 1 3. 本奨学金の募集要項では、「本奨学金を受給する者は、孔子学院奨学金、中国政府のその他の奨学金、中国各地方政府の奨学金または中国国内の各大学の奨学金等を併給することはできない」と規定されているため、本奨学金は、日本政府や民間団体等の各支援事業が支給する給付型奨学金の併願・併給を制限するものではありません。

ただし、各支援事業による給付型奨学金によっては、その趣旨目的や支援対象に照らして、本奨学金との併願・併給は不可と取り扱う場合も考えられますので、各支援事業の実施主体に併願・併給の可否を確認するようにしてください。

2. 語学能力に関する質問

Q 1 4. どのような申請者がHSK試験の成績証明書を提出しなくてもよいですか。

A 1 4. 次のような申請者は卒業（修了）証明書等を提出することでHSK試験の成績証明書の提出に代えることができます。

- ・中国の高校及び大学、大学院を卒業／修了した者（代わりに、卒業／修了証明書を提出）
- ・中国の大学に在籍中の者（大学予科生と漢語進修生を除く）（代わりに、在学証明書を提出）

次のような申請者はHSK試験の成績証明書を提出することなく本奨学金に応募できません。

- ・中国語を専攻する普通進修生として申請する者
- ・授業が英語で行われる専攻で申請する者

※ただし、どのような場合でも、2024年4月30日以降取得したHSK試験の成績証明書があれば、必ず提出してください。

Q 1 5. HSK試験を受けたことはありません。代わりに中国語検定の成績を提出してもよいですか。

A 1 5. 中国語検定の成績は受け付けません。HSK試験の成績を提出する必要があります。

Q 1 6. 中国語は全く話せません。応募できますか。

A 1 6. 中国語を専攻する普通進修生または授業が英語で行われる専攻であれば、応募できます。

Q 1 7. 中国語に自信がないのですが、専門の勉強をする前に、中国で語学研修を受けられますか。

A 1 7. 本奨学金の費用で中国語研修を受けることは可能ですが、受講できるかどうかは受入れ大学の判断によるものです。原則、2024年4月30日以降にHSK試験四級180点以上を取得している場合は、語学研修を受けることはできません。

3. 専攻・採用に関する質問

Q 1 8. 留学希望大学は必ず3校記入しなければなりません。在学中の大学以外は考えていない場合、1校のみ記入しても良いですか。

A 1 8. 成績不振などの理由で在籍中の大学に本奨学金の支給を拒否される面接合格者が毎年います。在籍大学以外を希望せず在籍大学1校のみ記入し、在籍大学に採用されなかった場合、面接に合格しても本奨学金を受給できません。

Q 1 9. 留学希望大学として記入する3大学以外の大学に配置されたくありません。どうすればよいですか。

A 1 9. 記入した3大学以外の大学に配置されることはありません。一次申請で希望する三校すべてに合格しなかった場合は、二次申請として、改めて二校に出願できる機会があります。C S C 電子申請システムから送信されるメールを必ずご確認のうえ、メールの指示に従って申請手続きを行ってください。

Q 2 0. 第二希望の大学から採用に関する連絡がありました。第一希望の大学から連絡がない中、第二希望の大学から連絡が来るのはなぜですか。どうすればよいですか。

A 2 0. 各大学における選考は、留学希望大学の順番で行われますので、第二希望の大学から連絡があった場合は、第一希望の大学については不採用ということになります。同様に、第三希望の大学から連絡があった場合は、第一希望及び第二希望の大学が不採用ということになります。連絡のあった大学の指示に従い、速やかに対応を行ってください。応じない場合、面接に合格したとしても、本奨学金は不採用になります。

Q 2 1. 現在、中国の大学で予科教育を受けていますが、留学希望大学には同じ大学を希望しないといけないのですか。

A 2 1. 特に制限はありません。

4. 芸術専攻に関する質問

Q 2 2. 芸術分野を専攻したいのですが、何を提出したらよいでしょうか。

A 2 2. 美術専攻で申請する者は、素描画 sketch 2枚以上、色彩画 color painting 2枚以上、その他の作品 other work 2枚以上、音楽専攻や書道専攻で申請する者は、過去の作品を提出してください。

Q 2 3. 芸術学や芸術史など、実技ではない分野を専攻したいのですが、提出書類の中にある「芸術分野の専攻者の作品」は、何を提出したらよいでしょうか。

A 2 3. これまでのレポートや論文の要約等を提出してください。

5. その他の質問

Q 2 4. 入学通知書が送付されるまで、なぜ毎日メールをチェックしなければならないのですか。

A 2 4. C S C 電子申請登録後には、C S C 電子申請システムに登録したメールアドレスあてに連絡がある可能性があるため、登録後から入学通知書が送付されるまで、各自で必

ず確認してください。

(連絡内容の例)

- ・大使館の担当者から電子申請の不備などについて
- ・合格の段階では、留学希望大学の担当者から専攻の確認や書類の補足などについて

※メールのチェックを怠り、要求された時間内に返信ができない場合には、不合格になる可能性があるため、入学通知書が送付されるまでは、毎日メールを確認してください。また、C S C 電子申請システムからのメールは、迷惑メールフォルダに振り分けられることがありますので、必ずご確認ください。

Q 2 5. パスポートの残存有効期間が半年の場合、新しいパスポートを申請しなければなりません。また、新しいパスポートのナンバー、有効期限と写真はC S C 電子申請システムで更新しなければなりません。

A 2 5. 有効期限が留学終了後に切れるパスポートが望ましいですが、入学する日から起算し有効期限が少なくとも6か月以上のパスポートが必要です。現在所持するパスポートの有効期限が2027年3月1日より前に切れる場合は、直ちに新しいパスポートを申請してください。

もし出願締切日までに新しいパスポートが取得できない場合は、現在所持するパスポートを提出してください。新しいパスポートは、C S C 電子申請システム登録締切日までに取得し、電子申請システム上で提出してください。

もしC S C 電子システム登録締切日までに新しいパスポートを入手できなければ、C S C 電子申請システムでの入力・アップロードはできなくなり、入学通知書やJW201表は古いパスポートナンバーで発行されます。ビザを申請する際、古いパスポートと新しいパスポートの両方の提示を求められることになるため、早めに申請することをお勧めします。

Q 2 6. 中国政府奨学金の期間は延長できますか。例えば、普通進修生として2026年9月から2027年7月まで勉強した後に、さらに2027年9月から1年間勉強したいです。

A 2 6. 本奨学金の給費期間は延長できません。2027年度で改めて申請してください。

Q 2 7. 中国政府奨学金を辞退したい場合、どうすればよいですか。

A 2 7. 渡航前、本奨学金を辞退する場合は、速やかに文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室外国留学係に辞退届（様式は任意。辞退理由及び本人直筆の署名を記入すること）を電子メールにて提出してください。

【提出先】

電子メール：kaigairyugaku@mext.go.jp

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室外国留学係

Q 2 8. 面接に合格した後、中国の大学から申請システムでの登録や試験の受験を求められるのはなぜですか。もう一度登録をし、試験を受けなければなりません。

A 2 8. 中国の多くの大学（特に北京大学、清華大学、復旦大学などの人気大学）は、大学独自の外国人留学生申請用システムへの登録及び独自試験の受験を求めます。申請者が指示通りにシステム登録、及び試験受験をしなかった場合、大学は採用できませんので、大学から連絡を受けたら、その指示に従ってください。また、大学の申請システムでの登録内容は、C S C 電子申請システムで登録した内容と一致する必要があります。

Q 2 9 . 面接合格者は全員、中国政府奨学金を受給できますか。受給できない場合、その理由を教えてください。

A 2 9 . 面接合格者でも中国の大学から不採用となった場合は、中国政府奨学金を受給できません。不採用となるのは次のような場合が多いです。

- ・中国の大学に在籍中で、留学希望大学の欄に在籍中の大学しか記入していない、かつ成績不振などの理由で在籍中の大学から不採用となった。

→留学希望大学の欄に、三つの大学名を記入することが望ましい。

- ・留学希望大学の欄に一つもしくは二つの大学名しか記入しておらず、それらの大学に不採用となった。

→留学希望大学の欄に、三つの大学名を記入することが望ましい。

- ・留学希望大学の欄に同レベルの大学（北京大学、清華大学、復旦大学、中国人民大学、同济大学など）しか記入しておらず、それらの大学に不採用となった。

→留学希望大学は同一レベルではない大学が望ましい。

- ・推薦状や学習計画書の宛先に、第一志望の大学名を書いた。

→第一志望以外の大学の担当者に誤解される恐れがあるため、特定の大学名を宛先に書かないこと。

Q 3 0 . 面接はどのように行われますか。

A 3 0 . 今年度は、オンライン面接を行います。詳細については、書類審査の結果発表後にメールにてお知らせする予定です。

Q 3 1 . 面接の日に別の試験があり本奨学金の面接に参加できない可能性があります。面接日時は調整できますか。追試験はありますか。

A 3 1 . 調整、追試験等の対応はできません。指定された日時の面接に参加できない場合は不合格となります。

Q 3 2 . 学習計画書及び推薦状の宛先は、中国大使館にすればよいですか。

A 3 2 . 学習計画書及び推薦状の宛先は記入しないでください。学習計画書及び推薦状は、大学の担当者が学生を受け入れるかどうか審査する際に確認します。留学を希望する三大学、またそれ以外の大学担当が見る可能性がありますので、どの大学の担当が見ても良いよう、特定の大学などに宛てて書かないでください。

以上